

瀬戸内市営火葬場 指定管理者募集要項

令和 6 年 9 月

瀬戸内市

目 次

1. 施設概要	P 3
2. 指定管理の期間	P 3
3. 関係法令等の遵守	P 3
4. 管理運営業務に係る経費について	P 4
5. 指定管理者と市の責任分担について	P 4
6. 自主事業の取扱い	P 5
7. 会計の独立	P 5
8. 応募資格	P 5
9. 公募及び選定スケジュール	P 7
10. 募集要項等の配布	P 7
11. 質問の受付及び回答	P 8
12. 提出書類等	P 8
13. ヒアリング等の実施	P 9
14. 選定方法	P 10
15. 選定基準	P 10
16. 選定結果の通知	P 10
17. その他注意事項	P 10
18. 問合せ窓口	P 12
別記1瀬戸内市指定管理者制度に係る連帯保証人資格制限基準	P 13
別紙1「施設の概要と管理運営の仕様（瀬戸内市営火葬場）」	P 14
別紙2「瀬戸内市営火葬場に係る評価基準」	P 15

瀬戸内市では、次の「1. 施設概要」に定める瀬戸内市営火葬場（以下、「施設」という。）の管理運営業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号、以下「法」という。）第244条の2第3項、瀬戸内市火葬場条例（平成16年瀬戸内市条例第129号、以下「火葬場条例」という。）第3条第1項及び瀬戸内市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年瀬戸内市条例第67号）の規定に基づき、施設の指定管理者を公募する。

1. 施設概要

- (1) 名 称 瀬戸内市営火葬場
- (2) 所 在 地 瀬戸内市邑久町立坂1番地
- (3) 竣工時期 令和7年3月 予定
- (4) 構 造 鉄筋コンクリート造2階建（キャノピー棟：鉄骨造）
- (5) 敷地面積 7,277.68㎡
- (6) 延床面積 1,474.37㎡
- (7) 施設内容 人体炉4基、玄関ホール、告別室2室、収骨室2室、待合ロビー、待合室4室、トイレ、授乳室1室、キッズルーム1室、自動販売機コーナー1室、湯沸室1室、事務室、休憩室、各更衣室、操作室等

※施設の詳細及び休業日等は、別紙1「施設の概要と管理運営の仕様」のとおり。

2. 指定管理の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

3. 関係法令等の遵守

次に掲げる法令等を遵守して業務を遂行すること。このほか本事業に関連する法令等を遵守すること。

- (1) 瀬戸内市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年条例第67号）、同施行規則、その他関係する条例及び規則等
- (2) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）、同施行規則等
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）、同施行令、同施行規則、その他行政関係法令等
- (4) 労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、その他労働関係法令等

- (5) 水道法(昭和32年法律第177号)、同施行規則、建築基準法(昭和25年法律第201号)、消防法(昭和23年法律第186号)、同施行規則、電気事業法(昭和39年法律第170号)、その他施設設備の維持管理又は保守点検に関する法令等
- (6) その他、本業務に関する関係法令等

4. 管理運営業務に係る経費について

1) 管理運営経費の取扱い

申請時に提出する「収支計画書(様式第5号)」に基づき、施設にかかる指定管理料を基本として、市と指定管理者において協議して確定することとする。

2) 指定管理料の上限参考価格

指定期間中(5年間)の指定管理料の上限参考価格は、次のとおりとする。

指定管理料(5年間合計額)：202,900千円(消費税及び地方消費税含む)

3) 指定管理料の支払い時期

指定管理料は月ごとに支払うこととする。その他支払に係る詳細については市と指定管理者とで協議の上、別途協定書により定めることとする。

5. 市と指定管理者の責任分担について

1) 責任及びリスクの分担の取扱い

施設の管理、事故や災害発生に係る責任やリスクの分担については、仕様書に定めるとおり。

2) 連帯保証人

- (1) 指定管理者は、協定締結に当たって連帯保証人を立てることとする。連帯保証人は、指定管理者の責に帰すべき事由により、業務の継続が困難となった場合に、次の指定管理者への引継ぎが行われるまでの間、指定管理者を支援するとともに、指定管理者の損害賠償金、施設の維持管理運営に係る費用の支払いを保証するものとする。ただし、連帯保証人は、次のいずれかに該当する場合不要とする。

①指定管理者が、国又は地方公共団体が出資・出捐している団体である場合。

②指定管理者が、公共的団体であると市長が認める場合。

※『公共的団体』とは、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、生活協同組合、

商工会議所等の産業経済団体、社会福祉協議会、社会福祉団体、赤十字社等の厚生社会事業団体、教育団体、青年団、婦人会、文化団体、スポーツ団体等の教育文化スポーツ団体等の公共的な活動を営む団体をいう。

(2) 連帯保証人は、次の各号に規定する条件を満たすものとする。

- ①瀬戸内市指定管理者制度に係る連帯保証人資格制限基準（別記1）に該当しない者であること。
- ②個人にあつては、連帯保証人名義の土地建物を所有し、固定資産評価額が指定管理施設に係る年間の指定管理料の二分の一以上となっていること。
- ③法人にあつては、直近の決算において、利益剰余金が指定管理施設に係る指定管理料の年間平均額の二分の一以上となっていること。

6. 自主事業の取扱い

1) 自主事業の提案について

指定管理者は、施設の設置の目的に合致し、かつ、管理運営業務の実施を妨げない範囲において、自らの責任と費用において、施設を活用し、独自に企画・立案した自主事業を実施することができる。ただし、その場合事業計画書に記載し、収支計画書にその収支を計上し、市の承認を得ることとする。

2) 行政財産の目的外使用

指定管理者が実施する自主事業においては、施設の目的外使用となる場合があるため、事前に市の許可を得る必要がある。また、行政財産としての使用料の支払いが必要となる場合がある。

7. 会計の独立

施設の管理運営にかかる経理事務を行うにあたり、法人の会計と独立した会計帳簿書類及び経理規程を設けることとする。

8. 応募資格

- 1) 指定期間中、当該施設を管理運営できる法人であること。なお、個人は、指定管理者となることができない。

- 2) 火葬場の火葬業務又はそれに類する業務について、過去5年以内に、同種及び同程度と認められる業務の履行実績がある、又は瀬戸内市内で葬送業務を営んでいる業者であること。
- 3) 次の各号に該当しない法人であること。また、グループ応募による場合は、その構成員のすべてに該当しないこと。
- (1) 法律行為を行う能力を有しない法人
 - (2) 税（国税、県税及び市税）を滞納している法人
 - (3) 市から指定管理を取り消され、その取消の日から1年を経過しない法人
 - (4) 市から指定の全部又は一部を停止され、停止期間満了の日から6カ月を経過しない法人
 - (5) 手形又は銀行取引停止処分がなされ、又は支払停止事由が発生し、これが改善しない法人
 - (6) 差押、仮差押又は仮処分がなされ、これが解消していない法人
 - (7) 破産、会社整理又は特別精算その他倒産等に関する法律の手續について申し立て（債権者が申し立てを行った場合を除く。次号において同じ。）がなされた法人
 - (8) 会社更生、民事再生の手續きについて申し立てがなされ、この手續きが終了していない法人
 - (9) 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の兼職禁止規定に抵触することとなる者が、代表、取締役、若しくはこれらに準ずべき地位に就任し、又は当該法人の経営あるいは運営上、直接的に意思決定に関与している法人
 - (10) 瀬戸内市暴力団排除条例（平成23年瀬戸内市条例第32号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等が、役員又は使用人その他の従業員並びに構成員である、又は、実質的に経営等に関与している法人
 - (11) 当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等を取り消され、その取消の日から1年を経過しない法人
 - (12) 当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等の停止処分を受け、又はその停止期間満了の日から3カ月を経過しない法人
 - (13) 当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から指導を受け、その状況が改善しない法人

(14) 本市における指定管理者の手続きにおいて、虚偽の申立て等その公正な手続きを妨害した者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した法人

9. 公募及び選定スケジュール

公募及び選定のスケジュールの概要は、次のとおりとする。

(1) 募集要項等の公表（公告）	令和6年9月6日（金）
(2) 質問書提出期限	令和6年9月20日（金）
(3) 質問に対する回答期限	令和6年9月27日（金）
(4) 申請書類の提出期限	令和6年10月16日（水）
(5) ヒアリング等の実施	令和6年10月30日頃
(6) 選定結果通知	令和6年11月5日頃
(7) 最優秀交渉権者との協議期間	結果通知の日から令和6年11月8日頃まで
(8) 指定管理者の決定	令和6年11月瀬戸内市議会に提案予定
(9) 協定書締結	令和7年1月下旬予定
(10) 指定管理業務の開始	令和7年4月1日

10. 募集要項等の配布

1) 配布方法

市の掲示場に掲示及び市ホームページに掲載し配布する。

2) 配布資料

- (1) 瀬戸内市営火葬場指定管理者募集要項（当該資料）
- (2) 瀬戸内市営火葬場指定管理仕様書
- (3) 瀬戸内市営火葬場施設維持管理における外部委託業務項目（想定）
- (4) 指定管理者指定申請書（別記様式(第3条関係)）
- (5) 法人概要書（様式第1号）
- (6) 納税義務に関する報告書（様式第2号）
- (7) 応募資格に関する報告書（様式第3号）
- (8) 事業計画書（様式第4号）
- (9) 収支計画書（様式第5号）

- (10) 指定管理料提示書（様式第6号）
- (11) グループ結成届（様式第7号）
- (12) 質問連絡票（様式第8号）
- (13) 指定管理者指定申請辞退届（様式第9号）
- (14) 連帯保証人選任書（様式第10号）
- (15) 連帯保証人承諾書（様式第11号）
- (16) その他必要な書類（施設の位置図、平面図、立面図等）

11. 質問の受付及び回答

- 1) 提出期限 令和6年9月20日（金）15時必着
- 2) 提出書式 質問連絡票（様式第8号）により、要旨を簡潔にまとめること。
- 3) 提出方法 持参又は電子メールにより行うこと。他の方法による質疑は受付けない。
- 4) 回答期限 令和6年9月27日（金）
市ホームページに掲載し回答するものとする。

12. 提出書類等

1) 申請書類

(1) 提出期間及び方法

提出期限 令和6年10月16日（水）15時必着

提出方法 窓口へ持参（郵送は不可）

注意事項

登記簿謄本、納税証明書等は提出日前3カ月以内に発行されたものに限る。なお、提出書類に一部でも不備がある場合は、受理しないものとする。

(2) 提出書類及び提出部数（原本の提出は1部とし、その他はコピーも可とする。）

提出書類名及び内容	部数
① 指定管理者指定申請書（別記様式(第3条関係)）	8部
② 法人の活動内容、経営状況等を説明する書類	
（ア）法人の経営状況の概要を説明する書類（簡易なもの）	8部
（イ）事業報告書（作成している場合のみ）	8部
（ウ）役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類	8部
（エ）法人概要書（様式第1号<設立の趣旨、事業内容のパンフレット等法	8部

人の概要がわかるものがあれば別途添付>)	
(オ) この申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書	8部
(カ) 令和5年確定申告書（グループの場合は代表者の確定申告書及び令和6年1月1日現在の固定資産税課税台帳を提出すること）	8部
③ 申込資格を確認する書類	
(ア) 法人登記簿謄本	8部
(イ) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類	8部
(ウ) 納税証明書（納税義務の無い場合は「納税義務に関する報告書」） （様式第2号）	8部
(エ) 入札参加の制限に関する報告書（様式第3号）	8部
④ 事業計画書（様式第4号） ※A4判（カラー）、片面20枚以内とし、下部中央ページ番号を記入し、 長辺をホチキス2か所で綴じること。	8部
⑤ 収支計画書（様式第5号）	8部
⑥ 指定管理料提示書（様式第6号）	8部
⑦ グループ結成届（様式第7号、グループ応募の場合のみ）	8部
⑧ 指定管理者指定申請辞退届（様式9号、申請を辞退する場合のみ）	1部
⑨ 連帯保証人選任書（様式第10号）	8部
⑩ 連帯保証人の所得証明書等 (ア) 個人の場合 ・住民票記載事項証明書 ・連帯保証人が現在住んでいる建物の登記簿謄本 ・上記建物が立地する土地の登記簿謄本 ・市民税・県民税（所得・課税）証明書又は源泉徴収票 (イ) 法人の場合 ・法人履歴事項全部証明書 ・法人事業概況説明書（写）	各1部
⑪ 連帯保証人承諾書（様式第11号）	8部

13. ヒアリング等の実施

指定申請書として提出された書類を基に実施する。

- (1) 日時 令和6年10月30日頃予定
- (2) 場所 瀬戸内市役所

(3)出席者 1団体5名まで

(4)内容 事業計画の説明20分、ヒアリング20分程度を予定
(詳細については別途通知予定)

14. 選定方法

提出書類の審査及び面接により、次項の基準に基づき瀬戸内市営火葬場指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において選定し、指定管理者候補者の順位を決定する。

ただし、提案者が多数となった場合は、書類審査によりヒアリング等を依頼する業者を絞り込むものとする。

15. 選定基準

選定委員会において、別紙2「選定基準」に基づき、選定する。

16. 選定結果の通知

申込者全員に対して、令和6年11月5日頃に文書にて選定結果を通知する。

17. その他注意事項

1) グループによる応募

グループを結成して応募する場合は、応募に関する事務をすべて当該グループの代表法人を通じて行うこととする。また、市が当該代表法人に対して行った行為は、当該グループすべての構成法人に行ったものとみなす。

2) 選定委員、関係市職員との接触の禁止

応募予定者、参加表明者は、選定委員、関係市職員と本件申込みについての接触を禁じる。接触の事実が認められた場合には、失格とすることがある。

3) 重複提案等の禁止

ひとつの法人が複数の提案をすること、ひとつの法人が複数のグループに加わることは認めない。

4) 申込みに関する費用負担

申込みに関して必要となる費用は、すべて申込者の負担とする。

5) 申込書類の取り扱い

市が受理した申込書類は、理由の如何に関わらず返却しない。

6) 申込書類の変更

一度市が受理した申込書類については、内容変更を認めない。したがって、申込書、事業計画書、収支計画書等にあつては、特に内容を精査の上、提出すること。

7) 指定管理者指定申請書の取り下げ

指定管理者指定申請書の取り下げについては、理由の如何に関わらず認めない。ただし、市長がその申請の取り下げを特に認めた場合については、必ず指定管理者指定申請書辞退届を提出すること。なお、万一、申請を取り下げた場合、申請者は、市長が被った損害について賠償すること。

8) 予算の議決

協定書の締結については、当該協定に係る予算案が議会で可決・成立された場合に限る。当該予算案が否決・不成立の場合、当該協定は締結しない。

その際、協定を締結しないことに伴い指定管理者候補者に生じる損害を市は一切負担しない。

9) 指定管理者の指定に係る議決

指定管理者の指定については、当該指定に係る議案（以下「指定議案」という。）が議会で可決された場合に限る。

指定議案が否決されたことに伴い指定管理者候補者に生じる損害を市は一切負担しない。

10) 準備行為

市又は指定管理者候補者が、自らの責任において協定書等に規定する管理運営のための準備行為をすることは何ら支障がないが、指定議案が市議会において否決された場合

には双方とも相手方に損害等を請求することはできない。

また、業務開始までに指定管理者が行う準備行為に係る費用の一切は指定管理候補者の負担とする。

11) 各種契約における名義変更について

名義の変更が必要な契約については、指定期間の開始後速やかに指定管理者名義に変更すること。

18. 問合せ窓口

〒701-4292

瀬戸内市環境部生活環境課

担当者 橘

T E L 0869-24-7281※

E-mail kankyo@city.setouchi.lg.jp

※電話での問い合わせは土日祝を除く8：30～17：15に限る。

別記1 瀬戸内市指定管理者制度に係る連帯保証人資格制限基準

- (1) 法律行為を行う能力を有しない法人
- (2) 税（国税、県税及び市税）を滞納している法人
- (3) 市から指定管理を取り消され、その取消の日から 1 年を経過しない法人
- (4) 市から指定の全部又は一部を停止され、停止期間満了の日から 6 カ月を経過しない法人
- (5) 手形又は銀行取引停止処分がなされ、又は支払停止事由が発生し、これが改善しない法人
- (6) 差押、仮差押又は仮処分がなされ、これが解消していない法人
- (7) 破産、会社整理又は特別精算その他倒産等に関する法律の手續について申し立て（債権者が申し立てを行った場合を除く。次号において同じ。）がなされた法人
- (8) 会社更生、民事再生の手續きについて申し立てがなされ、この手續きが終了していない法人
- (9) 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、法第 92 条の 2、第 142 条（同条を準用する場合を含む。）又は第 180 条の 5 第 6 項の兼職禁止規定に抵触することとなる者が、代表、取締役、若しくはこれらに準ずべき地位に就任し、又は当該法人の経営あるいは運営上、直接的に意思決定に関与している法人
- (10) 瀬戸内市暴力団排除条例（平成 23 年瀬戸内市条例第 32 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員等が、役員又は使用人その他の従業員並びに構成員である、又は、実質的に経営等に関与している法人
- (11) 当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等を取り消され、その取消の日から 1 年を経過しない法人
- (12) 当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等の停止処分を受け、又はその停止期間満了の日から 3 カ月を経過しない法人
- (13) 当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から指導を受け、その状況が改善しない法人
- (14) 本市における指定管理者の手續きにおいて、虚偽の申立て等その公正な手續きを妨害した者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した法人

別紙1 施設の概要と管理運営の仕様

(瀬戸内市営火葬場)

1. 施設の概要

施設名称	瀬戸内市営火葬場	設置年月	令和7年4月
所在地	瀬戸内市邑久町立坂1番地	設置根拠	瀬戸内市営火葬場条例
使用対象者・範囲	市民、葬祭業者等		
設置目的	死亡体の火葬及び汚物等の焼却		
施設概要	建物構造：鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造) 2階建		
敷地面積	敷地7,277.68㎡、延床1,474.37㎡、建築面積1,474.87㎡		
施設規模	人体炉4基、玄関ホール、告別室2室、収骨室2室、待合ロビー、待合室4室、トイレ、授乳室1室、キッズルーム1室、自動販売機コーナー1室、湯沸室1室、事務室、休憩室、各更衣室、操作室等		

2. 仕様

指定期間	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで 5年間
開業 (休業日等)	■休業日 1月1日から1月3日まで及び12月30日並びに友引の日 ■受入時間(予定) 午前10時火葬開始分～午後3時火葬開始分
業務内容	(1)火葬場の使用許可に関する業務 (2)火葬場の施設及び設備の維持管理に関する業務 (3)火葬場の使用料に関する業務 (4)前3号に定めるもののほか、火葬場の管理上市長が必要と認める業務

別紙2 瀬戸内市営火葬場に係る評価基準

審査項目	評価基準	配点
1. 管理運営の基本方針	・施設の設置目的を理解し、施設を活かす提案内容であるか。 ・管理運営の理念が市の方針に合致しているか。	技術点 70点
2. サービスの向上及び施設使用に関する事項	・サービスの向上を図るための具体的な取組が示され、効果が期待できるか。 ・使用者の意見、要望等の把握と対処方法が適切に行える計画となっているか。 ・だれもが利用しやすい施設となるよう柔軟なサービスを行える計画となっているか。 ・平等性確保に向けた具体的な取組が示され、効果が期待できるか。	
3. 組織体制、人員配置等	・施設の機能を十分に発揮した管理運営を行うことができる職員構成や配置であるか。 ・人材育成方針及び従業員研修に関する計画が適切になされているか。	
4. 安全管理への取組	・事故防止の取組がなされているか。 ・設備等の安全点検計画等が策定されているか。	
5. 災害等緊急時の対応	・災害時にも火葬が行える計画となっているか。 ・災害及び緊急時に対応するための教育及び訓練の方策が充実しているか。	
6. 施設・設備の維持管理	・適正に維持管理が行える計画となっているか。 ・効率的な維持管理を実施できる計画となっているか。	
7. 申請者の経理的基礎	・経営基盤が安定しており、計画に沿った管理を行う能力を有しているか。 ・指定期間中に経営が破綻するおそれはないか。 ・業務実績は十分か。	
8. ヒアリング等の内容	・担当者の説明・回答能力 ・熱意・意欲・コミュニケーション能力	
9. 提案金額	・適正な提案価格が示されているか。	価格点 30点